

令和6年第6回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月21日(金) 午前9時30分～10時25分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1)農業委員(9名)

1番 吉留 義晃	2番 南原 奈美子
3番 赤崎 敬一郎	4番 濱田 誠
5番	6番 満園 和徳
7番 山内 美千代	8番 山崎 博文
9番 坂元 兼一	10番 池山 準一

(2)推進委員(21名)

11番 下田 保幸	12番 兒玉 伸一郎	13番
14番 池之野 智幸	15番 久保 蘭 貴政	16番 水流 新蔵
17番 内村 正二	18番 宮田 裕司	19番 竹井 好博
20番 長福 次美	21番 田上 政喜	22番 徳留 伸一
23番 東條 好廣	24番 平島 賢一	25番 大野 恵美
26番 堀之内 睦	27番 上屋敷 守	28番 大迫 勝哉
29番	30番	31番 狩宿 悦男
32番 宮脇 純久	33番 肝付 兼久	34番
35番 村上 一徳		

(3)職員(4名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	堀口 浩二
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員(1名)

5番 前野 浩司

5 会次第

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1)議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について | (4件) |
| (2)議案第2号 農用地利用集積計画について | (2件) |
| (3)議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について | (52件) |
| (4)議案第4号 非農地証明願について | (2件) |

6 その他

事務局長	ただ今から令和 6 年第 6 回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、5 番前野委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 10 名中 9 名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員 25 名のうち 13 番野間委員、29 番竹之内委員、30 番山口委員、34 番坂元委員から欠席の申し出があり、21 名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、6 番満園和徳委員、7 番山内美千代委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく、担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1 ページから 2 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明 6-1 番 所在：船木字 [REDACTED] 番 1、田、農振農用地区域外、511 m ² 、売買による所有権移転 6-2 番 所在：平川字 [REDACTED] 番、田、農振農用地区域内、530 m ² 、売買による所有権移転 6-3 番 所在：湯田字 [REDACTED] 番、田、農振農用地区域内、934 m ² 、売買による所有権移転 6-4 番 所在：鶴田字 [REDACTED] 番 1、田、農振農用地区域内、522 m ² 、所在：鶴田字 [REDACTED] 番、田、農振農用地区域内、488 m ² 、売買による所有権移転 (6-5 番 申請取下げ) 以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。6-1 番、お願いします。
16 番委員	この土地は4月に非農地証明願が出ていまして、それに基づいて審査を行って、現地調査を行ったところです。その現地調査の際に、非農地は無理です、現状では。状況は、耕作はされていないんですけれども、作物は作っていないんですけれども、保全管理中という状況ですから、申請は認められませんということで、どうしても手放したいという話でしたので、そうであるとすれば、農地のまま所有権の移転の手続きをするしかありませんよという話をしまして、今回、この申請がなされたものと判断しておりますので、やむを得ないものと考えます。なお、該当地の関係は、先ほど言いましたように、行われてきておりますので、境界、進入路、用排水等については、問題はありません。従って、申請には問題は無いと判断します。以上です。
議長	6-2 番、お願いします。
19 番委員	渡人が高齢のため耕作はしないということで、受人の■■■さんは5年位前から耕作されて、■■■さんのすぐ隣の田んぼになります。現在も耕して植え付けの準備をされているところでございました。境界など、問題無いと思われました。以上です。
議長	6-3 番、お願いします。
事務局 (堀口)	本日、野間推進委員が欠席のため、事務局で調査の報告をします。渡人の■■■さんは■■■にお住まいなんですが、弟さんが町内にお住まいということで、これまで弟さんが耕作されていたところ、高齢を理由にもう作れないということで、ご兄弟でお話をされて処分の方でなんとかできないだろうかと話になったそうです。となりの田んぼで耕作をされている受人の■■■さんにご相談をされたところ、快く引き受けていただいたということで、今回の申請になりました。境界、進入路、用排水路につきましても、確認済で何ら問題ないということで、よろしくをお願いします、ということでした。
議長	6-4 番、お願いします。
24 番委員	渡人の■■■さんは、ちょっと病気をされていて、これまで、ずっと他の方に貸していたんですが、誰か買う方を探しておられたところ、隣接する■■■さんが購入をするということで、話がまとまったそうです。進入路、用排水路については、そこ一面、田んぼが作られている場所なので、何ら問題がございませんでした。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
3 番委員	6-1 番について、受人の■■■さんは、これから耕作をするのでしょうか。先ほどの説明で無かったものですから、そこを聞きたいと思います。
16 番委員	今の件ですけれども、先ほど触れませんでしたけれども、これまでも受人がここの管理をして、荒れ地にならないように、ときどき耕運をされて

16 番委員	いたということで、今後も渡人が頼みたいので、先ほど言ったように所有権移転したいという申出がありました。ですから、何か作る予定は無い、そのときの話では。ただ、非農地にはできないということで、やむを得ずとられた措置だと、そのように受け止めております。以上です。
議長	今の回答でよろしいですか。 (はいの声あり) 他にありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 6-1 番から 4 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 6-1 番から 4 番は、許可することに決定いたします。 次に、3-ジから 4 ページ、議案第 2 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第 2 号「農用地利用集積計画について」の 3 ページ、農用地利用集積計画書、4 ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明
議長	それでは、5 ページ、議案第 2 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第 2 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 5 ページ、6-1 番、2 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 2 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 6-1 番、2 番は、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 2 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 6-1 番、2 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、6 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 6 ページ、農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について朗読及び説明
議長	それでは、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 17 件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず初めに、8 ページ、6-11 番を議題といたします。

議長	■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の8ページ、6-11番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の6-11番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の6-11番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、9ページから12ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の6-18番から33番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の9ページから12ページ、6-18番から33番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の6-18番から33番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の6-18番から33番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、7ページから14ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。 事務局の議案の説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の7ページから14ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

議長

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第4号「非農地証明願について」説明

6-1 番

所在：宮之城屋地字 [] 番、畑、農振農用地区域外、439 m²、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地、所在：宮之城屋地字 [] 番 1、畑、農振農用地区域外、703 m²、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地

6-2 番

所在：虎居字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、837 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。6-1 番、お願いします。

11 番委員

申請地は2筆ともに、進入路は無く、ちょっと遠目からしか見れなかったんですけども、境界もよく分からずに、竹と木が生えて、既に山林化しておりました。よろしくお願いします。

議長

6-2 番、お願いします。

12 番委員

虎居の中にありますけど、これも、周りが田畑となっていますけれども、ほとんど耕作放棄地と見える場所の中にあります。田となっていますが、もう20年以上、耕作放棄地になっていまして、一応、草刈りを少しはされていたようなんですけれども、ほとんど原野と判断いたしました。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号「非農地証明願について」の6-1 番、2 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」の6-1 番、2 番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議題(5)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。

(なしの声あり)

議長

事務局から議案はありませんか。

議長

(ありません。)
無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。
次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。
(なしの声あり)
事務局から事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)
・全国農業委員会会長大会の申し合わせ事項について
・活動記録の徹底について(農家との会話、話し合い参加、利用状況巡視、意向調査への支援など)
・遊休農地等拾い出しについて(オレンジカード7月末締切)
・認定農業者との意見交換会への参加について(7月29日開催)
・県農業委員会大会への参加について(8月27日開催)
・農業委員等の公務災害補償制度加入の引き取り確認について
・7月総会日程に変更について(7/22→7/23)
・田畑の売買価格に関する調査について(協力依頼)
・個人情報保護の取組について(総会資料、審査表等の取扱い注意)

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和6年第6回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員